

○農林水産省令第二十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣 齋藤 健

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
 の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表二（第九条関係） （略） 付表 一～五十五（略） 五十六 トルコから発送され、他の地域を 經由しないで輸入されるグレープフルー ツその他のシトラス・パラダイシ及びレ モンその他のシトラス・リモンの生果実 であつて農林水産大臣が定める基準に適 合しているもの 五十七～六十四（略）	別表二（第九条関係） （略） 付表 一～五十五（略） 五十六 トルコから発送され、他の地域を 經由しないで輸入されるグレープフルー ツ及びレモンの生果実であつて農林水産 大臣が定める基準に適合しているもの 五十七～六十四（略）

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。